

◎ ツーショットダイヤル等営業に係る  
利用カードの自動販売機設置の届出等  
に関する規則

制定 平成八年三月三十日 公安委員会規則第四号

(趣旨)

第一条 この規則は、青少年のための環境浄化に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号。以下「条例」という。)第十二条の四第一項及び第二項に基づき、ツーショットダイヤル等営業に係る利用カードの自動販売機の設置の公安委員会への届出等に関する必要な事項を定めるものとする。

(ツーショットダイヤル等営業に係る利用カードの自動販売機の設置の届出)

第二条 条例第十二条の四第一項の規定による届出は、ツーショットダイヤル等営業に係る利用カードの自動販売機設置届出書(第一号様式)に利用カードの自動販売機を設置する者(以下「自動販売機設置者」という。)及び自動販売機を管理する者(以下「自動販売機管理者」という。)に係る住民票の写し(法人にあつては、登記簿の謄本)を添付して行うものとする。

2 条例第十二条の四第一項第四号の公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

廣 自動販売機の型式及び製造番号

廣 利用カードに係るツーショットダイヤル等営業につき広告

又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称(当該呼称が二以上ある場合にあつては、それら全部の呼称)

・ 設置予定年月日

(ツーショットダイヤル等営業に係る利用カードの自動販売機の変更又は廃止の届出)

第三条 条例第十二条の四第二項の規定による届出に係る事項の変更の届出は、ツーショットダイヤル等営業に係る利用カードの自動販売機設置届出事項変更届出書(第二号様式)によるものとする。この場合において、当該変更の内容が自動販売機設置者又は自動販売機管理者の住所又は氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)に係るものであるときは、当該変更に係る住民票の写し(法人にあつては、登記簿の謄本)を添付しなければならない。

2 条例第十二条の四第二項の規定による自動販売機の使用の廃止の届出は、ツーショットダイヤル等営業に係る利用カードの自動販売機使用廃止届出書(第三号様式)によるものとする。

(届出書の提出部数及び提出先)

第四条 前二条に規定する届出書は、正副二通を提出しなければならない。

2 前項の規定による届出書の提出は、届出に係るツーショットダイヤル等営業所又は自動販売機の設置場所の所在地を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。